

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年9月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年9月10日(木)午後3時00分から午後4時 分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について
- (3) 議案第3号 非農地証明願いについて
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 2番 河北安之助 | 3番 磯部 一輝 |
| 4番 堀川 眞助 | 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 |
| 7番 宮村 澄孝 | 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 |

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(0人)

(2) 欠席委員(9人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 大竹 計理 | 6番 山下 芳廣 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第5回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に1番 川端委員、2番 河北委員にお願いします。

本日の会議書記に _____ を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和2年9月3日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP 1 からP 1 9 をご覧ください。

今日は、

1 の利用権設定が9 4 件の2 1 0 筆で合計面積4 0 0, 0 1 8 m²です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第1 号の1 の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第2 号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より令和2 年9 月3 日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。P 2 0 の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1 件の1 筆で合計面積2, 9 9 5 m²です。

以上で説明を終わります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、議案第3号の番号1「非農地証明願について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

■事務局

非農地証明願について説明します。
議案書の21ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおりです。
申請地：原水字古閑原3520番11
地目：畑
現況：雑種地
面積：75㎡

この議案につきましては、事務局の失念で現地調査の手続きを取っておりませんので、本日の説明に合わせて、後日担当農業委員に現地を確認いただき、最終的に決定することとしてよろしいでしょうか？

(同意の声)

ありがとうございます。

本件の詳細につきましては、お手元に配布しています「説明資料」のP1～P3をご覧ください。

申請地は、昭和44年頃に住宅建築の際に3520番1から分筆され、以来40年以上農地として使用されておらず、宅地並み課税になっているとともに、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用できないと見込まれるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
本案件については、先程同意をいただきましたとおり、担当農業委員さんが現地を確認した後に決定することとしましたが、事務局の説明に対しまして、質問並びに意見はありませんか？

【意見なし】

ないようですので、採決を行います。

本案件につきましては、最終的な決定は担当農業委員さんが現地を確認し、判断した後になりますので、仮の採決を行います。

【※担当農業委員には採決の参加を控えていただくこと。】

議案第3号の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数です。

よって議案第3号の番号1は、担当農業委員さんの現地確認の判断をもって「非農地化相当」とすることに決定します。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の22ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年9月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人